

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から54年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和52年6月26日にA市に転入した際に、国民健康保険証を発行してもらうために交付申請を行ったところ、窓口の担当者は、「国民年金に加入したら、すぐに発行します。」と言われたので、国民年金の加入手続と保険料納付を行い、年金手帳と国民健康保険証の交付を受けた。

このため、申立期間が国民年金の未納期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの期間については、申立人は、54年1月7日にB県C区に転入しているにもかかわらず、当該転入時に納付可能な保険料を納付しないはずがないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間中の同年2月8日に同区で払い出されたことが確認できること、同区では、加入手続時点で納付可能な現年度保険料の納付書を発行していたとしており、当該払出時点で、現年度保険料に係る当該期間の納付書が発行されたと考えられること、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間に保険料の未納は無いことなどから、申立人が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然さは無い。

しかしながら、申立期間のうち、昭和52年6月から53年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても、申立人がA市

に居住していた時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付したとは主張していないことなどから、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業場における厚生年金保険の資格喪失日は昭和22年5月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、90円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月15日から23年1月22日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B事業場に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私が、A社を退職したのは、昭和23年1月21日であるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社B事業場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年10月15日となっており、申立期間について、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

一方、申立人が所持するA社事業支援部人事サービス部発行の証明書及び同社が保管する退職者名簿によれば、申立人は、昭和12年5月10日に同社に入社し、23年1月21日に退職したことが確認できる。

また、C県福祉保健部が保管する申立人に係る兵籍簿及び陸軍戦時名簿によれば、申立人は、昭和17年8月1日に陸軍に召集され、22年8月8日に召集解除されたことが確認できるところ、上記のとおり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は20年10月15日とされているが、当該喪失日は陸軍に召集されていた期間中であるため、当該日に被保険者資格を喪失していたとは考え難い。

さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、

その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立期間のうち、昭和20年10月15日から22年5月2日までの期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B事業場における厚生年金保険の資格喪失日は昭和22年5月2日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、90円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年5月2日から23年1月22日までの期間については、上記のとおり、当時の厚生年金保険法第59条の2に基づく徴集又は召集された期間中の保険料免除期間及び被保険者期間算入の適用期間(昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間)外の期間である。

また、上記のとおり、申立人は、A社を昭和23年1月22日に退職したことが確認できる一方で、同社事業支援部人事サービス部は、「申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。」旨回答している。

さらに、申立人の妻は、「夫は、昭和22年8月頃D国から帰国したが、入院のため会社には出勤しておらず、会社には籍だけがあった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和22年5月2日から23年1月22日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和22年5月2日から23年1月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月1日から同年3月10日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」が送付されたので記録を確認したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、A社B支店から、同社本社に異動した時期であるが、同社には継続して勤務しており、会社の届出に誤りがあると思われるため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社C支店が保管する社員名簿から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和41年3月10日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和41年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立てどおりの資格喪失に係る届出を行っておらず、申立期間の保険料を納付したかは不明である。」旨回答しているが、A社C支店が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(副)により、同社B支店

が申立人の資格喪失日を昭和41年2月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未加入となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録及び納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和57年9月29日に家族全員がA町役場（現在は、B市役所C区総合事務所）で国民健康保険に加入したので、国民年金も連動して加入しているはずであり、申立期間直後は申請免除期間で保険料を追納していることから、申立期間も追納により保険料を納付したはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

D診療所の受診記録により、申立人の長男が昭和57年9月29日に国民健康保険により、同診療所を受診したことが確認できることから、申立人は、当時、国民健康保険に加入していたと考えられるものの、申立人の特殊台帳及びA町役場作成の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の資格取得日は申立期間後の同年10月1日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、追納を含め保険料を納付することができない。

また、国民健康保険の加入手続を一緒に行ったとする申立人の夫も、申立期間は国民年金の未加入期間で、昭和57年10月から60年3月までの期間は申請免除期間であり、申立人の当該期間の保険料が追納される前の記録と同一となっている。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで  
65 歳になった当時、社会保険事務所（当時）へ自身の年金手続に出向いたところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。  
脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年7月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当該支給決定日は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和49年1月1日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号となっており、申立人が脱退手当金を受給したために別番号が払い出されたものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 44 年 1 月 26 日まで  
② 昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 26 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A年金事務所には、申立人の脱退手当金に係る「昭和 46 年 2 月 20 日提出」との記載がある退職所得申告書が保管されており、当該申告書には、申立人の氏名の記載及び押印がある上、「現住所」欄には、脱退手当金支給日とされている当時に申立人が居住していたとするB県C区の住所が記載されているなど、当該申告書に不自然さは認められない。

また、申立人に係る脱退手当金裁定何が、上記年金事務所に保管されているところ、当該裁定何によれば、申立人の脱退手当金は、申立期間①及び②を支給対象期間として支給が裁定され、その支給決定日は、オンライン記録における支給日と同一日の昭和 46 年 3 月 30 日であったことが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月14日まで  
社会保険事務所(当時)から、平成21年4月23日付「厚生年金保険の期間照会について(回答)」を受け取ったところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。  
脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できる上、「女子挺身隊として勤務していた。」とする申立人が、その勤務期間が短期間であっても、脱退手当金を受給できる根拠となった当時の厚生年金保険法の該当条項名(49-3)が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和21年5月31日に支給決定されたが、当時は通算年金制度創設前であり、申立人は、「退職後は料理や洋裁などの習い事をしており、事業所に勤務する意思はなかった。」としているところ、A社B工場を退職後、厚生年金保険への再加入歴は無いことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。